

# 「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」を結ぶ大物産展企画・運営等実施業務に係る業務委託実施要領

## 1 趣旨

京都縦貫自動車道の全線開通や新名神の整備などの社会基盤が整いつつある中、交通の要衝地かつ大消費地である乙訓地域において、そのポテンシャルを最大限に活かした物産展を開催することにより、「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」をPRし、府内各地の交流と賑わいを創出する。

## 2 提案書を募集する業務概要

### (1) 業務の名称

「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」を結ぶ大物産展企画・運営等実施業務

### (2) 業務の内容

「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」を結ぶ大物産展企画・運営等実施業務に係る業務委託仕様書による。

### (3) 委託期間

契約締結の日から平成30年11月16日（金）まで

### (4) 委託予算額（消費税及び地方消費税を含む）

3,800,000円以内

ただし、出店者からの負担金（出店料）等を活用し、委託業務の充実を図ることとなった場合は、この限りでない。なお、委託業務の充実内容については、乙訓商工・観光協議会と協議するものとする。

## 3 参加資格

次のすべての要件を満たしていること。

(1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者でないこと。

(4) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(5) 企画提案募集の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする

る者

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 応募手続き

##### (1) 応募方法

提案書等の提出をもって本募集に応募したものとする。

##### (2) 提案書作成に係る質疑応答

質問期限：平成30年7月4日（水）午後5時まで

質問方法：FAXによる

FAX番号 075-932-4570

(京都府山城広域振興局乙訓調整監付)

質問様式：任意とするが、以下の項目を明記すること。

①件名は「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」を結ぶ大物産展に関する質問」とすること。

②質問者の会社名・団体名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

③質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。

④企画提案書の審査・選定に関する質問は受け付けない。

回答日時及び方法：FAXにより回答する。

##### (3) 提出書類及び部数

以下の全ての書類とする。

ア 参加申請書：1部（様式1）

イ 企画提案書：7部（任意様式、A4版（図表についてはA3版をA4版のサイズに折り込むことも可）とする。概ね10ページまで。）

ウ 経費見積書：7部（様式2） \*別途見積書の詳細を添付すること（任意様式）

エ 営業経歴書：7部（様式3、平成30年6月1日現在で、営業を開始した年月からの営業年数等を記入してください。）

オ 会社概要：7部（任意様式）

カ 実績調書：7部（任意様式）

キ 京都府税の滞納がないことの証明：1部

ク 消費税及び地方消費税の納税証明：1部

※キ及びクについては、発行の日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

##### (4) 提出書類の提出期限及び提出先

提出期限：平成30年7月6日（金）正午まで

提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。）

提出先：京都府山城広域振興局乙訓調整監付

〒617-0006 京都府向日市上植野町馬立8

電話：075-921-0182

FAX：075-932-4570

##### (5) その他

提出された提案書について、必要に応じてプレゼンテーションを実施することがある。実施する場合は、対象者に日時及び場所を連絡する。

なお、提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに係る経費は、応募者の負担とする。

また、提案書等の応募書類は返却しない。

## 5 契約の相手方の特定

### (1) 特定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「竹の里・乙訓」と「もうひとつの京都」を結ぶ大物産展企画・運営等業務委託意見聴取会議による意見聴取を経て、乙訓商工・観光協議会が本業務委託契約の相手方を特定する。

(評価項目：詳細は別記のとおり)

- ア 応募事業者の業績等
- イ 本事業に対する提案者の認識
- ウ 企画提案内容

### (2) 特定結果の通知

特定後、全ての応募者に対し、特定・非特定の旨を通知する。

## 6 契約に関する基本的事項

### (1) 契約のスケジュール

本契約の相手方の特定後、契約を締結する。

なお、本事業は、「平成30年6月京都府議会定例会 平成30年度京都府一般会計補正予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行います。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

### (2) 契約保証金

契約者保証金は免除する。

### (3) 相手方の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、特定を取り消すことがある。

- ア 応募者が3の参加資格を有すると偽った場合又は参加資格を失った場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

## 別記（5の(1)評価項目関係）

項目	主な評価基準
応募事業者の業績等	経営、運営状況は良好であるか。本事業で予定されている内容と同規模以上の実績を有するかどうか。
本業務に対する提案者の認識	乙訓管内の事業及び仕様書を踏まえ、本業務の目的・内容等を理解した上で、物産展に関する考え方を示されているか。
業務運営及び品質確保	本業務を円滑かつ確実に実施するための基本方針が明確に示されているか。
スケジュール	本業務の遂行上、妥当な内容のスケジュールが明確に示されているか。想定される各作業項目が明確に示されており、工程ごとに整理され、わかり易い内容のスケジュールとなっているか。
業務体制及び担当者の経歴	本業務の遂行に必要な他事例等の関連情報の入手方法、収集体制等が明確に示されているか。
業務体制及び担当者の経歴	本業務を遂行するための体制及び配意予定の要員は十分に確保されているか。